



各 位

平成29年10月18日

会 社 名 株式会社バンダイナムコホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 田 口 三 昭  
(コード番号 7832 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役 経営企画本部長 浅 古 有 寿  
( T E L : 0 3 - 6 6 3 4 - 8 8 0 0 )

### 当社子会社元従業員の不正行為に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社バンダイ(本社:東京都台東区 社長:川口 勝 以下「当該会社」といいます)の元従業員(以下「当該元従業員」といいます)による不正行為(以下「本件不正行為」といいます)が判明いたしましたので、本件不正行為の概要及び当社の対応等につきまして、お知らせいたします。

このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

今後は、当該元従業員に対し法的責任を追及すべく、刑事告訴を行い捜査当局に全面的に協力するとともに、本件不正行為が発生したことを厳粛に受け止め、再発防止に向けてグループ全体で取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 不正行為の概要

当該元従業員による本件不正行為は、平成29年8月29日に国税当局から当該会社への税務調査の過程で判明しました。この指摘を受け、当社グループでは直ちに外部弁護士を含めた内部調査委員会を立ち上げ調査を進めてまいりました。

その結果、当該元従業員は、平成25年から平成29年の間にわたり、取引先と共謀して当該会社から、約2億円(現在判明分)にわたる金員を不正に詐取していることが判明いたしました。

#### 2. 処分について

本件不正行為を受け、当該会社は、当該元従業員を本年10月17日付で懲戒解雇いたしました。また、本件不正行為に対する管理監督責任を明確にするため、当社及び当該会社は、本日付にて、以下のとおり処分を行います。

- ① 親会社である当社の常勤取締役全員(4名)の報酬減額
  - ・代表取締役:平成29年10月より月額基本報酬の30%を3カ月間減額
  - ・取締役:平成29年10月より月額基本報酬の15%を3カ月間減額

② 当該会社の常勤取締役全員(7名)の報酬減額

・代表取締役および担当取締役:

平成 29 年 10 月より月額基本報酬の 30%を3カ月間減額

・取締役:平成 29 年 10 月より月額基本報酬の 15%を3カ月間減額

3. 再発防止策について

当社では、グループのコンプライアンス憲章を制定し、憲章の掲示やコンプライアンスに関する冊子の配布、eラーニングによる社内教育などの様々な機会を通じてコンプライアンス意識の徹底を行ってまいりましたが、今回の不正行為の発生を厳粛に受け止め、コンプライアンス意識のさらなる徹底をはかってまいります。また、業務フローの見直しなど内部統制体制の強化を行い、グループ全体で再発防止に取り組んでまいります。

4. 業績に与える影響

本件における連結業績への影響は軽微です。

なお、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかに開示を行います。

以上